

## 奄美市告示第34号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第7項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画(以下「計画」という。)を策定したので、同条第8項の規定により公告し、計画を次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月21日

奄美市長 安田 壮平

### 1 計画を策定した地域

古見方，上方・下方，住用，赤木名・屋仁・佐仁，笠利，宇宿，節田・手花部，緑が丘

### 2 縦覧場所

奄美市名瀬幸町25番8号 奄美市名瀬総合支所農林水産課

奄美市住用町大字西仲間111番地 奄美市住用総合支所産業建設課

奄美市笠利町大字中金久141番地 奄美市笠利総合支所農林水産課